

号

五 定款に記載された目的

この法人は、ゴルフを他のスポーツ同様に子供達に普及するとともに、それを取り巻く社会や環境を整備し、スポーツ振興の活動に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千三百二十号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県央地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年十月六日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成二十一年九月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人つばさ

三 代表者の氏名

石川 昭伸

四 主たる事務所の所在地

埼玉県鴻巣市鎌塚四丁目三番二一五

五 定款に記載された目的

この法人は、高齢者、障害者、病弱者に対し、介護保険法に基づく居宅サービス事業、介護タクシー事業を行い、公共の福祉の増進に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千三百二十一号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

なお、当該申請に係る定款、役員名簿、設立趣旨書並びに設立当初の事業年度及び翌事業年度の事業計画書及び収支予算書を申請のあった日から二週間、県民生活部NPO活動推進課及び埼玉県利根地域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年十月六日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成二十一年九月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人エコ・スローライフ

三 代表者の氏名

安田 真也

四 主たる事務所の所在地

北葛飾郡杉戸町倉松二丁目八番三号

五 定款に記載された目的

この法人は、地球環境の早期改善や啓発事業、地域活性化に繋がる農業改革事業や高齢者や女性への就業支援等、雇用機会の充実を図る活動を積極的にを行い、また少子化対策としては、子育て支援等、小児救急医療等の拡充を図り、生活弱者等の社会福祉の向上と地域生活における住環境等の改善に努め、安心・安全な社会の構築に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千三百二十二号

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により特定非営利活動法人を設立しようとする者から、次のとおり申請書が提出されたので、同条第二項の規定により公告する。

平成二十一年十月六日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成二十一年九月二十八日

域振興センターにおいて備え置く方法並びにインターネットを利用する方法(埼玉県NPO情報ステーション(<http://www.saitamaken-npo.net/>))により縦覧に供する。

平成二十一年十月六日

埼玉県知事 上田清司

一 申請のあった年月日

平成二十一年九月二十八日

二 申請に係る特定非営利活動法人の名称

特定非営利活動法人 ふあいぶるクラブ

三 代表者の氏名

播磨 二三江

四 主たる事務所の所在地

秩父郡小鹿野町飯田二八四四番地

五 定款に記載された目的

この法人は、総合型地域スポーツクラブとして、幼児から青少年、成人及び中高年者、障害者だけでなく、関節痛などでスポーツに関わりにくくなっている方々に対して、スポーツを楽しむ機会を提供するとともに、地域資源を活用して外部人材との交流を図り、生涯スポーツを通じた地域住民の心身における健康づくり、および地域の活性化に寄与することを目的とする。

埼玉県告示第千三百二十三号

WTOに基づく政府調達に関する協定の適用を受ける調達について、落札者を決定したので、次のとおり公示する。

平成二十一年十月六日

埼玉県知事 上田清司

1 購入等件名及び数量

埼玉県防災情報システム開発業務委託一式

2 契約に関する事務を担当する部局の名称及び所在地

埼玉県危機管理防災部消防防災課 急対策・訓練担当 埼玉県さいたま市浦和区高砂3丁目15番1号

3 落札者を決定した日

平成21年8月27日

4 落札者の氏名及び住所

株式会社日立製作所 東京都千代田区丸の内1丁目6番6号

5 落札金額

131,250,000円

6 契約の相手方を決定した手続

総合評価一般競争入札

7 入札の公告を行った日

平成21年6月12日

埼玉県告示第千三百二十四号

障害者自立支援法(平成十七年法律第百二十三号)第五十条第一項第五号、第六号及び第十号の規定により指定を取り消したので、同法第五十一条第四号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成二十一年十月六日

埼玉県知事 上田清司

一 事業者名称

有限会社あかねぞら

二 事業者の主たる事務所所在地

南埼玉郡宮代町大字東条原四百八十三番地二

三 事業所名称

あかねぞら

四 事業所所在地

南埼玉郡宮代町大字東条原四百八十三番地二

五 指定取消年月日

平成二十一年九月十日(ただし、効力発生日は、平成二十一年十月一日)

六 サービス種類

居宅介護及び重度訪問介護

七 事業所番号

一一一〇五〇〇四六

一 就任

職名 氏名

理事 宮澤正紀

同 田辺貞夫

同 宮澤義人

同 小野澤博司

同 田島實

同 小野澤博司

同 小野澤博司

同 小野澤博司

同 小野澤博司

同 小野澤博司

同 小野澤博司

同 小野澤博司

同 小野澤博司

同 小野澤博司

同 小野澤博司

同 小野澤博司

同 小野澤博司

同 小野澤博司

同 小野澤博司

同 小野澤博司

同 小野澤博司

同 小野澤博司

同 小野澤博司

同 小野澤博司

同 小野澤博司

同 小野澤博司

同 小野澤博司

住所

比企郡吉見町大字江和井七六五番地一

同 同 久保田新田八五番地一

同 同 江和井七九八番地一

同 同 同 五七〇番地

同 同 飯島新田二八〇番地

同 同 須野子新田一〇番地一

同 同 飯島新田二七五番地

同 同 久保田新田一四八番地

同 同 飯島新田二七一番地

同 同 万光寺四九五番地二

同 同 高尾新田七八番地

同 同 荒子五七五番地一

同 同 蚊斗谷三七番地六

同 同 久保田新田二二九番地二

同 同 川島町大字芝沼三八番地

同 同 同 下小見野五八八番地一

同 同 吉見町大字江和井二五五番地

同 同 同 飯島新田六六一番地一

同 同 川島町大字加胡一七番地

同 同 同 比企郡吉見町大字江和井七六五番地一

同 同 同 久保田新田八五番地一

同 同 同 江和井七九八番地一

同 同 同 五七〇番地

同 同 同 飯島新田二八〇番地

同 同 同 大串二七七二番地三

同 同 同 飯島新田二七五番地

同 同 同 飯島新田二七五番地

埼玉県知事 上田清司

埼玉県告示第千三百二十五号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条十六項の規定により、第二土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について次のとおり届出があった。

平成二十一年十月六日

理事	秋山圭扶	比企郡吉見町大字久保田新田一四八番地
同	宮下重次	同 同 同 新田一六九番地一
同	吉沢清	同 同 同 万光寺四九五番地二
同	松本義雄	同 同 同 久保田新田九九番地二
同	小林辰治	同 同 同 新田二四五番地一
同	柴崎康次	同 同 同 蚊斗谷三七番地六
同	小林勇	同 同 同 荒子一〇四番地二
同	神田勝	同 同 同 川島町大字芝沼三八番地
同	円城寺邦雄	同 同 同 下小見野六〇五番地
監事	横田二郎	同 同 同 吉見町大字江和井二五五番地
同	江中安秋	同 同 同 飯島新田六六一番地一
同	新井寅吉	同 同 同 川島町大字松永二四番地

埼玉県告示第千三百二十六号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、大里用土地改良区から当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十一年十月六日

職名	氏名	住所
理事	伊佐山悦治	埼玉県知事 上田清司 熊谷市大麻生一一五二番地

埼玉県告示第千三百二十七号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第六十八条第四項において準用する同法第十八条第十六項の規定により、平成二十一年四月二十三日解散認可した加須市大越八ツ田土地改良区から清算人を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十一年十月六日

清算人の氏名及び住所
埼玉県知事 上田清司

氏名	住所
市川一	加須市大字大越一七六九番地
中澤猛	同 同 同 二八〇四番地一
中澤俊雄	同 同 同 二二三三番地
野中三吉	同 同 同 三一二六番地
出井清守	同 同 同 二九七二番地
結田光男	同 同 同 二八九四番地一
蓮見勇	同 同 同 二二三五番地一
荒井要	同 同 同 二八八四番地一
野中良基	同 同 同 二七四九番地
鈴木順	同 同 同 二〇九五番地
腰塚昭夫	同 同 同 三二二一番地
中澤孝之	同 同 同 二八二一番地
齋藤六郎	同 同 同 二〇五九番地
野中望	同 同 同 二〇八三番地

埼玉県告示第千三百二十八号

土地改良法(昭和二十四年法律第九十五号)第十八条第十六項の規定により、行田市太田地区土地改良区から当該役員に就任した者及び当該役員を退任した者の氏名及び住所について、次のとおり届出があった。

平成二十一年十月六日

一 就任	埼玉県知事 上田清司
------	------------

職名	氏名	住所
理事	小林榮一	行田市大字藤間四八七番地
同	齋藤孝次	同 同 同 若小玉一五五八番地
同	坂本辰男	同 同 同 関根八九三番地
同	長谷部進	同 同 同 小針三四二五番地
同	増田隆治	同 同 同 下須戸一三七九番地
同	横田廣芳	同 同 同 真名板六二四番地
監事	新井和夫	同 同 同 関根四九一番地一

二 退任			
職名	氏名	住所	
理事	稲垣三雄	行田市大字真名板五一一番地一	
	中里英雄	同 若小玉二一三番地一	
	坂本道徳	同 関根九〇七番地	
	小林榮一	同 藤間四八七番地	
	長谷部進	同 小針三四二五番地	
	藤間英夫	同 真名板一九五番地	
	田島繁太郎	同 小針二〇三六番地	
	関根優次	同 下須戸一〇九番地	
	新井和夫	同 関根四九一番地一	

監事	関根優次	行田市大字下須戸一一〇九番地
	田代忠夫	同 若小玉二六九三番地
	藤間利夫	同 真名板一九五番地

埼玉県告示第千三百二十九号

次の雨水流出抑制施設は、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例(平成十八年埼玉県条例第二十号)第五条第一項の規定で定める技術的基準に適合すると認められたので、告示する。

平成二十一年十月六日

埼玉県知事 上田清司

一 許可番号 第二〇〇九―二三―〇号

二 雨水流出抑制施設の敷地である土地の区域

所沢市三ヶ島五丁目二二八七―一外

一四筆

三 雨水流出抑制施設の容量

容量 一二〇・六立方メートル

浸透効果量 〇・〇一立方メートル
毎秒

埼玉県告示第千三百三十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年十月六日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称

坂戸都市計画区域区分

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 市街化区域に変更する土地の区域

鶴ヶ島市大字藤金、大字脚折及び大字上広谷の各一部
ロ 市街化調整区域に変更する土地の区域
変更なし

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県飯能県土整備事務所、鶴ヶ島市都市整備部都市計画課、坂戸市都市整備部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十一年十月六日から平成二十一年十月二十日まで

埼玉県告示第千三百三十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年十月六日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称

坂戸都市計画用途地域

二 都市計画を変更する土地の区域

鶴ヶ島市大字藤金、大字脚折及び大字上広谷の各一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県飯能県土整備事務所、鶴ヶ島市都市整備部都市計画課、坂戸市都市整備部

都市計画課
縦覧期間
平成二十一年十月六日から平成二十一年十月二十日

埼玉県告示第千三百三十二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十一年十月六日

埼玉県知事 上田清司

一 都市計画の種類及び名称

深谷都市計画都市計画区域の整備、開発及び保全の方針

二 都市計画を変更する土地の区域

群馬県太田市前小屋町及び二ツ小屋町の一部

三 都市計画の変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県熊谷県土整備事務所、深谷市都市整備部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十一年十月六日から平成二十一年十月二十日まで

埼玉県告示第千三百三十三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第二十一条第二項において準用する

同法第十七条第一項の規定により、都市計画の変更の案を次のとおり縦覧に供する。

平成二十年十月六日

埼玉県知事 上田 清司

一 都市計画の種類及び名称

深谷都市計画道路三・二・一号上武

道路

二 都市計画を変更する土地の区域

イ 追加する土地の区域

群馬県太田市二ツ小屋町の一部

ロ 削除する土地の区域

なし

三 都市計画変更の案の縦覧場所

埼玉県都市整備部都市計画課、埼玉県熊谷県土整備事務所、深谷市都市整備部都市計画課

四 縦覧期間

平成二十一年十月六日から平成二十一年十月二十日まで

埼玉県告示第千三百三十四号

都市計画法(昭和四十二年法律第百

号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、川越都市計画法用途地域を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都

市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十一年十月六日

埼玉県知事 上田 清司

埼玉県告示第千三百三十五号

都市計画法(昭和四十二年法律第百

号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、飯能都市計画法用途地域を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都

市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十一年十月六日

埼玉県知事 上田 清司

埼玉県告示第千三百三十六号

都市計画法(昭和四十二年法律第百

号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、飯能都市計画法用途地域を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都

市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十一年十月六日

埼玉県知事 上田 清司

埼玉県告示第千三百三十七号

都市計画法(昭和四十二年法律第百

号)第二十一条第二項において準用する同法第十八条第一項の規定により、飯能都市計画法用途地域を変更した。

なお、当該変更に係る図書を埼玉県都

市整備部都市計画課において縦覧に供する。

平成二十一年十月六日

埼玉県知事 上田 清司

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第四号
道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成二十一年十月六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月六日
埼玉県本庄県土整備事務所長 秋山 幸男

一 道路の種類 一般国道
二 路線名 二百五十四号
三 道路の区域

旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延長 (メートル)	備考
旧	児玉郡美里町大字中里字深田十八番三地先から同郡同町大字中里字深田二十九番一地先まで		一三・八二	四九・五〇	
新			一五・九二		

埼玉県本庄県土整備事務所長告示第五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、道路の

区域を次のように変更する。
その関係図面は、平成二十一年十月六日から三十日間埼玉県県土整備部道路環境

課及び埼玉県本庄県土整備事務所において一般の縦覧に供する。

平成二十一年十月六日

埼玉県本庄県土整備事務所長 秋山 幸男

- 一 道路の種類 県道
- 二 路線名 長瀬児玉線
- 三 道路の区域

新	旧	旧新別	区	間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)	長	備	考
					九・一〇〇 一七・〇〇〇	五〇六・三五			
					一一・八〇〇 二八・〇〇〇				

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年十月六日

埼玉県川越建築安全センター所長

若林 祥文

一 許可番号

平成二十一年七月二十八日

指令川建セ第二一〇〇五七〇号

二 検査済証番号

平成二十一年九月二十九日

第二一〇〇九六号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡越生町大字鹿下字白根五〇一番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

入間郡越生町大字成瀬八三三番地五

株式会社 シマダ住建
代表取締役 島田 将男

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百二号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年十月六日

埼玉県川越建築安全センター所長

若林 祥文

一 許可番号

平成二十一年六月二日

指令川建セ第二二〇〇一四九〇号

二 検査済証番号

平成二十一年九月二十九日

第二二〇〇一〇二号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡小川町大字上古寺字宮ノ平五八〇—一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

東京都江東区塩浜二一七—五—二二三

三

野口 敏夫 野口 恵子

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百三号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年十月六日

埼玉県川越建築安全センター所長

若林 祥文

一 許可番号

平成二十一年八月二十五日

指令川建セ第二一〇〇六七〇号

二 検査済証番号

平成二十一年九月二十五日

第二一〇〇九七号

三 開発区域に含まれる地域の名称

入間郡毛呂山町大字川角字タマキ二一四七番四

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名

入間郡毛呂山町大字川角二二三〇番地三

黒澤 功

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百四号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年十月六日

埼玉県川越建築安全センター所長

一 許可番号
若林 祥文

平成二十一年六月十六日
指令川建セ第二一〇〇三五〇号
二 検査済証番号

平成二十一年九月二十五日
第二一〇一〇一〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称
入間郡毛呂山町大字川角字西原一七番一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
比企郡鳩山町大字大豆戸一一三四番地一
根岸 正美

埼玉県川越建築安全センター所長告示第百五号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年十月六日
埼玉県川越建築安全センター所長
若林 祥文

一 許可番号
平成二十一年八月二十一日
指令川建セ第二一〇〇六三〇号
二 検査済証番号

平成二十一年九月三十日
第二一〇一〇〇号

三 開発区域に含まれる地域の名称

比企郡吉見町大字地頭方字新田四五六一二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
比企郡吉見町大字久保田一六二四番地
ファーストヒルズ二〇二
宮崎 悟

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千七十八号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年十月六日
埼玉県越谷建築安全センター所長
坂卷 一男

一 許可番号
平成二十一年九月二十五日
指令越建セ第二一〇〇一一一
二 検査済証番号

平成二十一年九月二十九日
第二三三一一号
三 開発区域に含まれる地域の名称
北葛飾郡鷲宮町大字西大輪字原三七九一一、三七九一二、三八〇一一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
北葛飾郡鷲宮町大字西大輪三八〇
岡本 哲 岡本 正子

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第

千七十九号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年十月六日
埼玉県越谷建築安全センター所長
坂卷 一男

一 許可番号
平成二十一年八月二十一日
指令越建セ第二一〇〇五六〇号
二 検査済証番号

平成二十一年九月二十九日
第二三四一一号
三 開発区域に含まれる地域の名称
北葛飾郡栗橋町大字佐間字陣屋二二三一一

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
川口市芝新町一〇一一〇四〇一
ガールランド芝
岡田 大助・岡田 さゆり

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千八十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年十月六日
埼玉県越谷建築安全センター所長
坂卷 一男

一 許可番号

平成二十一年八月二十一日
指令越建セ第二一〇〇五一〇号
二 検査済証番号
平成二十一年九月三十日
第二四一一一号

三 開発区域に含まれる地域の名称
南埼玉郡菖蒲町大字三箇字狭間二〇〇九一四、二〇一六一二

四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
足立区加賀二丁目二番九号みなみかぜ一〇二
狩野 雄作

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第千八十一号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第三十六条第三項の規定により、次の開発行為に関する工事が完了したので、公告する。

平成二十一年十月六日
埼玉県越谷建築安全センター所長
坂卷 一男

一 許可番号
平成二十一年九月十五日
指令越建セ第二一〇〇九六〇号
二 検査済証番号

平成二十一年九月三十日
第二四二一一号
三 開発区域に含まれる地域の名称
北葛飾郡杉戸町大字堤根字大堀一一

八一五
四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
南埼玉郡宮代町字姫宮一〇九番地五
エステートピア伊草B一〇一〇号
塩田 雅樹

坂巻 一男

埼玉県越谷建築安全センター所長告示第
千八十二号
都市計画法(昭和四十二年法律第百
号)第二十六条第三項の規定により、次
の開発行為に関する工事が完了したの
で、公告する。

- 一 許可番号
平成二十一年九月十六日
- 二 指令越建セ第二一〇〇九七〇号
検査済証番号
平成二十一年九月三十日
- 三 開発区域に含まれる地域の名称
北葛飾郡杉戸町大字下高野字堂ノ下
一三〇九
- 四 開発許可を受けた者の住所及び氏名
北葛飾郡杉戸町高野台西六丁目一番
地一五―四―一〇八号
小川 早百合

平成二十一年十月六日
埼玉県越谷建築安全センター所長

埼玉県監査委員告示第16号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第1項、第2項及び第4項の規定に
基づき監査を執行したので、同条第9項の規定に基づき監査の結果に関する報告及
び同条第10項の規定に基づき意見を次のとおり公表する。

平成21年10月6日

埼玉県監査委員 根岸 和夫
埼玉県監査委員 米田 正巳
埼玉県監査委員 田中 龍夫
埼玉県監査委員 大山 忍

- 1 監査結果
 - (1) 監査の対象事務
平成20年度・平成21年度における財務に関する事務の執行、経営に係る事業
の管理及びその他の事務の執行

(2) 監査の対象機関 198機関

所 管 部 局	監 査 対 象 機 関
直轄	秘書課(報道長、総合調整幹を含む)
企画財政部	企画総務課、計画調整課、財政課、改革推進課、情報企画課、システム管理課、地域政策課、市町村課、土地水政策課、交通政策課
総務部	人事課、職員健康支援課、文書課、学事課、管財課、統計課、総務事務センター、入札企画課、入札審査課、入札執行課、税務課、特別徴収課税調査課
県民生活部	広聴広報課、NPO活動推進課、人権推進課、県政情報センター、文化振興課、国際課、青少年課、男女共同参画課、消費生活課、防犯・交通安全課
危機管理防災部	危機管理課、消防防災課、化学保安課
環境部	環境政策課、温暖化対策課、青空再生課、水環境課、産業廃棄物指導課、資源循環推進課、自然環境課、みどり再生課
福祉部	福祉政策課、社会福祉課、高齢者福祉課、介護保険課、障害者福祉推進課、障害者自立支援課、福祉施設監査課、少子政策課、子育て支援課、こども安全課、精神保健福祉センター
保健医療部	保健医療政策課、国保医療課、医療整備課、健康づくり支援課、疾病対策課、生活衛生課、食品安全課、薬務課
産業労働部	産業労働政策課、新産業育成課、商業支援課、産業支援課、企業立地課、金融課、観光課、産業拠点整備課、勤労者福祉課、就業支援課、産業人材育成課
農林部	農業政策課、経済流通課、農地活用推進課、農産物安全課、畜産安全課、農業支援課、生産振興課、森づくり課、農村整備課
県土整備部	県土整備政策課、建設管理課、用地課、道路政策課、道路街路課、道路環境課、河川砂防課、水辺再生課
都市整備部	都市整備政策課、都市計画課、市街地整備課、田園都市づくり課、公園スタジアム課、下水道課、開発指導課、建築安全課、住宅課、営繕課、設備課
会計管理者	出納総務課、会計管理課

企業局	総務課(契約局長、工事検査員を含む)、財務課、地域整備課、水道業務課、水道施設課、水道建設課
病院局	経営管理課(契約局長、工事検査員を含む)、がんセンター建設課、循環器・呼吸器病センター、がんセンター、小児医療センター、精神医療センター
行政委員会等の事務局	議会事務局(秘書課、総務課、議事課、政策調査課、図書室)、監査事務局(監査第一課、監査第二課)、人事委員会事務局(総務給与課、任用審査課)、労働委員会事務局(審査調整課)、収用委員会事務局
教育局	総務課、教育政策課、財務課、教職員課、福利課、県立学校人事課、高校教育指導課、生徒指導課、保健体育課、特別支援教育課、高校改革推進課、小中学校人事課、義務教育指導課、家庭地域連携課、人権教育課、生涯学習文化財課(全国生涯学習フェスティバル推進室長を含む)、スポーツ振興課
警察本部	総務課(公安委員会室、取調べ監督室を含む)、文書課、広報課(けいさつ総合相談センター、音楽隊を含む)、情報管理課(情報セキュリティ対策室、照会センターを含む)、留置管理課(留置センターを含む)、会計課(監査室を含む)、施設課、装備課(装備技術センターを含む)、警務課(採用センター、犯罪被害者支援室、企画調整室を含む)、監察官室、教養課(現任教養推進室を含む)、厚生課、生活安全企画課(生活安全指導室、防犯のまちづくり推進室、サイバー犯罪対策センター、生活安全特別捜査隊を含む)、少年課(少年サポートセンターを含む)、少年捜査課、生活環境第一課、生活環境第二課(環境犯罪対策室を含む)、子ども女性安全対策隊、地域課(航空隊を含む)、通信指令課、自動車警ら隊、鉄道警察隊、刑事総務課(刑事指導室を含む)、捜査第一課(検視調査室を含む)、捜査第二課、捜査第三課、鑑識課、科学捜査研究所、機動捜査隊、組織犯罪対策課、捜査第四課(暴力団排除対策室を含む)、薬物銃器対策課、国際捜査課、交通企画課(交通安全対策推進室を含む)、交通指導課(放置駐車対策センターを含む)、交通捜査課、交通規制課(交通管制センターを含む)、交通機動隊、高速道路交通警察隊、運転免許課、運転教育課、運転免許試験課、公安第一課、公安第二課、公安第三課、警備課、災害対策課、外事課(外事特別捜査隊、国際テロリズム対策室を含む)、機動隊、さいたま市警察部、第一方面本部(特別機動警察隊を含む)、第二方面本部、第三方面本部、第

四方面本部

(3) 監査実施日

平成21年6月5日～平成21年8月19日

(4) 監査の実施方針

事務の執行について、正確性、合規性はもとより、最少の経費で最大の効果をあげているかという経済性、効率性及び有効性の観点から検証した。

(5) 監査の結果

ア 指摘事項

財務に関する事務の執行及び経営に係る事業の管理並びに事務の執行(以下「事務事業の執行等」という。)が、次の各号のいずれかに該当すると認められるもの。

ア) 事務事業の執行等に重大な誤りがあったため、当該事業の是正や今後の改善が必要と認められるもの。

イ) 事務事業の執行等において、その効果が極めて不十分なため抜本的な改善が必要と認められるもの。

イ 注意事項

事務事業の執行等が次の各号のいずれかに該当すると認められるもの。

ア) 事務事業の執行等に誤りがあったため、当該事務の是正や今後の改善が必要と認められるもの。

イ) 事務事業の執行等において、その効果が不十分なため一層の改善、工夫が必要と認められるもの。

監査において指摘事項又は注意事項として認められたものは、次のとおりであった。

ア 指摘事項

機関・職制名		監査の結果
教育局 スポーツ振興課		<p>県立武道館の雨漏りについては、平成19年度以前から懸案になっており、指定管理者制度を導入した20年4月から7月にかけても延べ14回発生した。このため、20年6月4日に約79万円、6月30日に約39万円、7月30日に約65万円で、専門業者に依頼して、調査及び応急修繕を実施した。</p> <p>業者からの報告では、できるだけ早く、天窓全体のソーリング打ち替えが必要と繰り返し指摘された。当面様子を見ることとしたが、20年8月から21年3月にかけて延べ27回の雨漏りが発生したため、21年3月に約115万円で部分修繕を行った。</p> <p>こうした対応について、事務の遅れや財務手続きの誤りなど、以下の問題があった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 専門業者から天窓の全体修繕が必要との指摘を受けた時点で、費用や期間などを調査して、具体的な対策を検討すべきであった。 2 1回目の調査及び応急修繕について、複数の業者から見積書を徴取すべきところ、契約相手である1者からしか徴取していなかった。 3 2回目、3回目の調査及び応急修繕に関する業者からの報告書等の提出が遅れ、調査等の実施から完了検査まで約半年を要した。 4 8月以降も頻繁に雨漏りが発生していたにもかかわらず、翌年3月まで応急修繕を行わなかった。

イ 注意事項

機関・職制名	監査の結果
企画財政部 財政課	<p>平成20年度に締結した地方債の発行主体としての埼玉県の格付等を取得する業務委託契約(787,500円)については、次のとおり不適切な点があった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 契約締結の際、見積書を徴取していなかった。 2 前金払の事項を契約書に定めることなく、前金払をしていた。 3 委託業務完了後に検査調書を作成すべきところ、作成していなかった。
企画財政部 交通政策課	<p>つくばエクスプレス沿線で施行中の八潮南部西一体</p>

総務部	職員健康支援課	<p>型特定土地区画整理事業地内の原有地において、平成19年10月から電柱2本、支線1本にかかる普通財産の貸付けを行っている。</p> <p>21年1月に貸付額の算出誤りが判明し、21年度分から正しい金額に改めたが、19年度分までの差額(19年度1,279円、20年度3,110円)についても請求するべきであった。</p>
県民生活部	NPO活動推進課	<p>平成20年度のNPO情報セッション運営事業委託契約(347千円)において、次のとおり不適切な点があった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 委託内容の詳細を示した仕様書が作成されていたため、業務内容が不明確な契約となっていた。 2 相手方から提出された業務完了報告書により、支出負担行為金額を減額したが、変更契約を締結しないうまま委託料を支払っていた。
県民生活部	県政情報センター	<p>平成20年度に「特定非営利活動法人ガイドブック埼玉県版」の印刷(623,700円)を発注した。予定価格が50万円以上であり予定価格調書を作成すべきところ、作成していなかった。</p>
環境部	温暖化対策課	<p>「環境教育アセスメント」は、平成14年度に始めた事業で、現在の登録者は95名、派遣実績は例年50〜60件程度である。</p> <p>「環境アドバイザー」は、7年度に始めた事業で、現在の登録者は64名、派遣実績は平成19年度までは50</p>

環境部	産業廃棄物 指導課	<p>件程度、20年度はやや増えたが75件である。 環境問題への社会的関心は年々高まっているにもかかわらず、専門家の派遣制度が十分に活用されていない理由を分析して、制度の見直しやPRの充実など、必要な措置を講ずるべきであった。 今後は、20年度から開始した「地球にE-CO(2)と学習推進事業」も含め、環境学習の推進施策を体系的に見直す必要がある。</p>
福祉部	子育て支援 課	<p>認定こども園整備促進事業については、平成19年度の計画5か所、予算額21,500千円に対し、その実績は1か所、9,375千円と計画を下回った。 このため、20年度定期監査において、市町村や庁内の関係部局との連携を強化し、制度の周知及び予算の効果的な執行に努めるよう監査意見を提出した。 しかし、20年度も計画5か所、予算額21,500千円に対し、実績は1か所、599千円と、2年続けて計画を下回った。 当該事業が進まない原因を分析し、必要な措置を講ずるべきである。</p>
福祉部	障害者福祉 推進課	<p>伊豆潮風館の管理運営に当たり、「伊豆潮風館指定管理者モニタリング実施要領」を定め、指定管理者の管理運営状況を確認することとしているが、次のとおり不適切な点があった。 1 四半期に1回現地モニタリングを行うべきところ、20年度は実際に宿泊してモニタリングすること</p>

保健医療部	保健医療政 策課	<p>を理由に年2回の実施であった。 2 毎年度、重点実施事項を別に定め調査すべきところ、20年度は定めていなかった。</p>
保健医療部	保健医療政 策課	<p>平成20年度に一般医薬品の登録販売者試験実施業務委託を一般競争入札により15,645千円で契約した。 埼玉県財務規則では、入札参加者及び契約の相手方が国又は地方公共団体との契約において一定の履行実績があるときは、入札保証金及び契約保証金を免除できるとされている。 入札に参加した3者が提出した履行実績は、主に財団法人や社会福祉法人との契約におけるものであった。免除要件を満たさない実績であり、入札保証金を納付させるべきであった。 また、落札者に対しても同様に契約保証金を免除したことは不適切であった。</p>
保健医療部	医療整備課	<p>平成20年度の衛生免許ネットワーク用端末機器等の賃貸借契約(3,853千円)については、埼玉県個人情報保護条例の規定により、個人情報の保護にかかわる重要事項が契約に定められている。 契約書では、受託者は埼玉県個人情報保護条例第9条等の規定を従事者に周知し、従事者から提出を受けた誓約書の写しを県に提出しなければならないとしているが、これを提出させていなかった。 条例に基づいて自ら定めた契約事項が遵守されておらず、不適切であった。</p>
保健医療部	医療整備課	<p>医療機能情報及び薬局機能情報提供システムは、平成20年度に同一の業者と保守業務委託契約(4,221千円)及び運用業務委託契約(3,654千円)の2件を締結している。各々の契約について、次のとおり不適切な点があった。 1 役割分担やサービス条件などを定めた業務仕様書に同一業務と誤解されるような記載があり、各々の業務内容が具体的に記載されていなかった。 2 業者から提出された2件の実績報告書は同一であった。また、仕様書に定めた業務内容が実績として記載されていないものがあった。 3 確認すべき業務内容が不明確な実績報告書によ</p>

保健医療部	健康づくり支援課	<p>り、履行確認の検査を行い委託料を支払っていた。</p> <p>平成20年度の下記4件の契約については、埼玉県個人情報保護条例の規定により、個人情報の保護にかかる必要事項が契約に定められている。</p> <p>契約書では、受託者は埼玉県個人情報保護条例第9条等の規定に従事者に周知し、従事者から提出を受けた誓約書の写しを県に提出しなければならないとしているが、これを提出させていなかった。</p> <p>条例に基づいて自ら定めた契約事項が遵守されておらず、不適切であった。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・健康づくり啓発事業委託契約 (900千円) ・地域歯科保健医療従事者育成支援事業委託契約 (1,100千円) ・8020運動推進事業(乳幼児歯科保健事業) 委託契約 (3,500千円) ・8020運動推進事業(成人歯科保健事業) 委託契約 (3,500千円)
産業労働部	就業支援課	<p>平成20年度に締結した特定疾患に係る各種帳票類の印刷契約(6件)については、いずれも同じ3者から見積書を徴取し随意契約により契約を締結したが、次のとおり不適切な点があった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 4件の印刷契約、総額1,403,818円については、見積書の收受日、見積業者(3者)、契約者及び納品日が同一であった。1件の発注として、競争入札をすべきであった。 2 別の印刷契約2件については、見積書の提出日、收受日とともに記載されていなかったが、契約者、納品日が同一であり、見積業者は上記1と同じ3者であった。1件の発注にまとめらるべきであった。 3 上記6件については、見積合わせの際に徴取した見積書のすべてに日付が記入されていなかった。また、請求書に記入された履行確認日が、相手方から提出された納品書の納品日と異なっていた。 <p>平成21年度に、若者自立支援センター埼玉運営事業業務委託契約(7,793千円)及び障害者雇用サポートセンター運営業務委託契約(41,650千円)を企画提案型随意契約により締結した。</p>

農林部	<p>いずれの業務も、19年度は提案競技により相手方を選定し、20年度は19年度の契約相手と一者随意契約を行ったことから、20年度定期監査において一者随意契約は適切ではないことを指摘した。</p> <p>21年度は再び提案競技を行ったが、19・20年度の契約相手以外の者からは提案が得られなかった。企画提案の採用、実施に当たりそれぞれ、次のとおり不適切な点があり、結果的に一者随意契約と変わらなかった。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 若者自立支援センター埼玉運営事業業務委託では、提案書の募集期間が平成21年2月5日から20日までと、土、日、祝日を除くと11日間であり、広く参加者を募り、優れた提案を求めるための十分な期間が取られていなかった。 2 障害者雇用サポートセンター運営業務の募集要項には、具体的な業務内容が示されている一方で、提案を求めたい事項などは示していない。応募者の提案内容も県が示した業務内容を踏襲したもので、新たな提案はない。 <p>県として新たな提案を求める事項を明確にして、募集するべきであった。</p>
農林部	<p>平成20年度の第59回埼玉県植樹祭に際して、ツツジの苗木1,400本(613,200円)を購入した。予定価格が50万円以上であり予定価格調書を作成すべきところ、作成していなかった。</p>
農林部	<p>平成20年3月21日に納品されたジュエツター(131,250円)の代金を出納が閉鎖される5月末までに支払わなかった。</p> <p>6月に納入業者から支払の催促があったため、納品日を20年4月1日とした納品書及び請求書を提出させ、20年度の購入にかかる代金として6月24日に支出事務を行った。</p> <p>19年度の債務であり過年度支出として支出すべきところ、20年度の債務として支払ったことは不適切であった。</p>
都市整備部	<p>平成20年度に議事録作成業務請負の単価契約(執行予定額300千円)を締結した。契約書に「別紙仕様書</p>

		に基づいて履行しなければならぬ」と記載されていた様書が作成されていなかった。 提出すべき成果品の内容、納入期限は、契約の基本的事項であり、書面で明確にしなかったことは不適切であった。
都市整備部	市街地整備課	平成20年度の地方道路交付金(区画整理)整備事業負担金の納入について、収入済通知書で確認したにもかかわらず、債権管理簿に消滅年月日を記載していないものが19件あった。債権の消滅を確認したときは、債権管理簿にその旨を記載する必要があった。 また、組合等土地区画整理事業補助金(住宅基盤)については、債権管理簿の66か所を修正液で訂正していた。帳簿書類の訂正は、訂正前の文字を讀むことができるように行う必要があった。
教育局	福利課	教職員メンタルヘルス相談窓口は、県事業で3か所、公立学校共済組合事業で4か所の計7か所を開設している。 同様の相談業務であるが、医師への報酬額が異なっていた。平成19年度から名称を統一して実施したが、この間に是正することを怠った。 また、一人3回までの相談は、本人の負担をなしているが、相談回数の確認を行っていないかった。
教育局	福利課	平成20年度に行った延べ1,555件、約1,400万円分の修繕のうち140件(約900万円分)は、入居者や修繕業者からの報告による検査であった。 発注者である県の担当職員による現地確認を行わず、修繕費を支出したことは、不適切であった。 また、19年に策定した埼玉県教職員住宅管理計画に基づき今後も維持管理をする26の教職員住宅は、入居条件を緩和したにもかかわらず、21年4月現在で3住宅が入居率7割未満、うち1住宅は入居率2割である。 入居率の低い教職員住宅については、廃止又は集約を検討されたい。
教育局	高校教育指導課	高等学校定時制課程及び通信制課程生徒修学奨励費貸付金の未返還金(平成21年3月末 485,980円)は、長ほとんどが平成3年度から5年度に生じたもので、長

		期にわたり未納となっている。 20年度は毎月、督促状を郵送するのみであり、家庭訪問や保証人への連絡を行っていないなど、債権回収に向けた取組が十分ではなかった。
教育局	義務教育指導課	平成20年度の市町村総合助成事業のうち「学力向上支援員配置事業」について、次のとおり不適切な点があった。 1 4月に着手した事業に対して、6月に交付決定をしていた。 2 配置した支援員の氏名、勤務実績が不明な実績報告書に基づいた履行確認により、補助金を確定していた。
教育局	生涯学習文化財課	平成15年度の生涯学習ステーションのリニューアルに伴い調達されたサーバ機器(取得価格12,576,375円)の管理について、次のとおり不適切な点があった。 1 備品出納簿に記載すべきところ、記載していないかった。 2 取得価格100万円以上の備品であることから、重要物品等カードを作成すべきであったが作成されていないかった。 3 21年2月にサーバ機器を更新した際に、不用となった本件サーバ機器について、処分協議・不用決定など必要な備品処分の手続きを行わなかった。
教育局	スポーツ振興課	県立学校体育施設開放事業について、管理指導員を委嘱し各校に配置するとしているが、次のとおり不適切な点があった。 1 管理指導員の謝金支払の根拠が、要綱に定められておらず、個別に決裁を受けることもしていないかった。 2 開放実績のある174校のうち、20校について、管理指導員の委嘱がされていなかった。 3 管理指導員の委嘱時期が4月中旬以降と遅く、委嘱前に行った開放事業の業務に対し、5校で謝金が支払われていた。

2 監査意見

機関・職制名		監 査 の 意 見
福祉部 福祉政策課	障害者福祉推進課	平成15年度から20年度間に新規貸付した福祉のまちづくり資金は、平成18年度の1件、10,000千円のみであり、福祉のまちづくりの促進に十分利用されているとは言えない。 長期にわたり貸付実績が低迷している原因を分析し、抜本的に制度を見直すなどにより、福祉のまちづくりを促進する必要がある。
教育局	総務課 県立学校人事課	平成20年度の障害者就労定着支援事業における支援予定者数については、障害者施設から一般就労する障害者数の目標値である190名(予算額9,238千円)とした。 しかし、実際に定着支援を行った障害者数は、17名(執行額約138千円)に留まった。 実績が大きく下回った原因を分析し予算を効果的に執行して、就労した障害者の定着が図られるよう、努める必要がある。 平成19年度・20年度の2年間に、生徒の個人情報記録されたパソコン等の盗難や紛失が5件発生したほか、生徒指導要録を誤って廃棄するなど紙文書での事

高校教育指導課 小中学校人 事課	故も2件発生している。 事故のたびに、情報管理徹底の通知や研修などが行われているが、教職員一人ひとりに情報管理の重要性が十分浸透しているとは言えない。 教育局の関係各課及び教育事務所が一体となり、学校現場を指導する必要がある。また、各学校においては、校長が中心となり、すべての教職員が情報管理の重要性をしっかりと認識するよう努める必要がある。
教育局 高校教育指導課 保健体育課	保健体育課の「運動部活動充実事業」と、高校教育指導課から執行委任されている「体育活動充実・活性化事業」は、いずれも県立高校の運動部活動に外部指導者を派遣する事業であるという点では同一事業である。 両事業は一日の謝金が3,000円と5,000円、活動日数は30日を上限とするなど、画一的なものとなっている。 部活動に対する支援の必要性は様々であり、実状に応じて日数や謝金が柔軟に運用できるよう制度を見直すなど、事業を一本化した上で、充実に努める必要がある。

埼玉県監査委員告示第17号

地方自治法(昭和22年法律第67号)第199条第12項の規定に基づき、埼玉県知事から監査の結果により措置を講じた旨の通知があったので、次のとおり公表する。
平成21年10月6日

1 監査の結果「指摘」とした事項

対 象 機 関	監査結果の公表年月日 (県報の号数)	監 査 の 結 果	講 じ た 措 置
総務部 職員課	平成20年10月3日	「埼玉県職員住宅維持管理業務委託」は、部の契約業者	平成21年度の契約について、平成21年3月30日に一般競

埼玉県監査委員 根 和 夫
 埼玉県監査委員 米 田 正 巳
 埼玉県監査委員 田 中 龍 夫
 埼玉県監査委員 大 山 忍

		(第2019号)	等選定委員会において、3業者を選定したのうち、見積合わせを行い、19,425千円で随意契約により契約を締結した。職員課は、競争入札資格要件を公示していなかったため、競争入札を実施できないとし、随意契約を採用していた。競争入札資格要件を公示し、競争入札を実施すべきであった。	競争入札を実施し、落札した業者と平成21年4月1日付けで業務委託契約を締結した。 (平成21年4月1日組織改正 職員健康支援課)
総務部	職員課	平成20年10月3日 (第2019号)	定期健康診断、特定業務従事者健康診断、肺・大腸がん検診に係る「健康診断業務委託」は、部の契約業者等選定委員会において、3医療機関を選定したのうち、見積合わせを行い、執行予定額 約25,490千円で随意契約による単価契約を締結した。 職員課は、競争入札資格要件を公示していなかったため、競争入札を実施できないとし、随意契約を採用していた。競争入札資格要件を公示し、競争入札を実施すべきであった。	平成21年度の契約について、平成21年5月15日に指名競争入札を実施し、落札した業者と平成21年6月1日付けで業務委託契約を締結した。 (平成21年4月1日組織改正 職員健康支援課)
産業労働部	企業誘致・経営支援課	平成20年10月3日 (第2019号)	明日の埼玉を創る沢沢スピリッツ人材育成事業人材育成プログラム業務委託は、平成19年度は4,639千円で契約した。業務内容は、高校での起業家教育を行うための教材の提供、教員への研修等を行うものである。平成18年度から同一業者に1者随意契約により契約しているが、その理由として、高校生を対象とした体系的プログラムは受託企業が開発したオリジナルなものであることを挙げている。しかし、産業人材育成を目的としたプログラムは他企業も持っている。競争入札をすべきところを1者随意契約としたことは不適切である。	平成21年度の事業委託においては、一般競争入札を実施のうえ、事業者を決定した。 (平成21年4月1日組織改正 新産業育成課)
産業労働部	職業能力開発センター	平成21年3月6日 (第2061号)	平成19年度の再就職支援事業では、再就職希望者に関する訓練の企画・実施、就職支援等の業務について16件の提案競技を行い、合計118,371千円の契約を行ったが、このうち7件は提案競技参加者が1者であった。 いずれも、提案募集説明会から見積書及び提案書の提出期限までの日数は1週間以内であり、提案者が提案・見積を検討する日数としては不十分であった。特に、「経営管理者上級コース(契約額16,838千円)」では、提案募集説明会から見積書及び提案書の提出期限まで、土・日を除く営業日でわずか3日しか設けていなかった。 このように、多数の企業から提案を得るために必要な条件を整えず、提案競技という形式だけを整えた不適切な契約である。	平成21年度実施の委託訓練(大学委託訓練を除く89コース)については、実施内容をHP上で公開し、広く提案参加できるよう周知を図るとともに、委託事業説明会(2月9日実施)から、提案書の提出期限(2月25日)まで土・日・祝日を除いて11日間の検討日数を設定した。 また、契約書の内容については、従来からの共通事項仕様書に加え、新たに個別事項仕様書を追加し、個々の事業者の企画提案書の内容を反映させた。

また、個別の提案を仕様書に反映しなかったため、提案
競技を行った意義が薄れている。

正誤

埼玉県告示第七千七百四十四号(平成二十一年七月三十一日第二千三百三十三号) 中訂正

埼玉県告示第九千九十八号(平成二十一年八月二十八日第二千一百一十一号) 中訂正

市館二一七一一

平成二十一年五月二十五日

ページ 表中 行

六 指定年月日 前から四

ページ 表中 行

七 指定日 前から五

埼玉県告示第三千三百三十三号(平成二十一年九月二十九日第二千二百二十号) 中訂正

ページ 表中 行

十一 サービスの種類 二から四

介護予防居宅療養管理指導

誤

平成二十一年六月八日

誤 平成二十一年八月五日

居宅介護支援

正

平成二十一年五月一日

正 平成二十一年七月二十一日

居宅介護支援

埼玉県告示第千二百五十八号(平成二十一年九月二十九日第二千二百二十号) 中訂正

ページ 行

八 表中六行目の後に次の二行を加える

村川 大介

むらかわ整骨院

三郷

市早稲田二一八―九―一〇一
渡辺孝治郎

平成二十一年八月二十四日
バランス整骨院

志木

発行日	毎週 火曜日・金曜日
購読料金	一年四万三千四百円 (郵便料金を含む)
発行者	埼玉県 さいたま市浦和区高砂三丁目十五番一〇 〇四八―八二四―二二一―(代表)
印刷所	株式会社 さいたま市南区別所三―一―一〇 〇四八―八六二―二九〇―(代表)
URL	http://www.pref.saitama.lg.jp/A01/BA00/kenpouhome/fr_top.htm